

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	41
告 示	
○土地改良区の役員の住所変更の届出…………… (農業支援課)	42
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業支援課)	42
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	42
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	43
○知事権限に係る保安林の指定 (2件) …………… (治山課)	43
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	43
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	44
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	44
○建設業者に対する監督処分…………… (建設情報課)	44
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……………	45
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	46
訓 令	
北海道訓令第18号	
本 庁 出 先 機 関	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成17年10月21日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程 (昭和41年北海道訓令第3号) の一部を次のように改正する。 別表第2の総務部危機対策室防災消防課の事項第3項の部長専決事項の欄第1号中「第20条第2項」を「第27条第2項」に改め、同表建設部建築指導課の事項第1項の部長専決事項	

の欄第2号中「第10条第1項」の次に「若しくは第3項」を加える。

別表第4の支庁の本庁総務部の分掌事項第5項第1号中「第23条」を「第30条」に改め、同項第2号中「第25条」を「第32条第2項」に改め、同項第3号中「第35条の2」を「第48条」に改め、同項第4号中「第36条」を「第49条第1項」に改め、同表の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第9項第13号から第35号までを削り、同項第36号中「第70条」を「第43条の規定」に改め、同号を同項第13号とし、同項第37号中「第71条」を「第44条第1項の規定」に改め、同号を同項第14号とし、同表の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第12項中第14号を第40号とし、第11号から第13号までを26号ずつ繰り下げ、第10号を第34号とし、同号の次に次の2号を加える。

(35) 第90条第1項の規定に基づき、関連事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

(36) 第90条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する勧告を受けた関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第12項中第9号を第33号とし、第1号から第8号までを24号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第24号までとして次の24号を加える。

(1) 第19条の規定に基づき、関連事業者に対し、使用済自動車等の引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすること。

(2) 第20条第1項の規定に基づき、関連事業者に対し、使用済自動車等の引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすること。

(3) 第20条第2項の規定に基づき、フロン類回収業者に対し、フロン類の運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。

(4) 第20条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第2項に規定する勧告を受けた関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(5) 第43条第1項の規定に基づき、引取業登録申請者からの申請書を受理すること。

(6) 第44条第1項及び第2項の規定に基づき、引取業者を登録し、及びその旨を通知すること。

(7) 第45条第1項及び第2項の規定に基づき、引取業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。

(8) 第46条第1項の規定に基づき、引取業者の変更の届出を受理すること。

(9) 第46条第2項及び同条第3項において準用する第44条第2項の規定に基づき、引取業者の変更の届出に係る事項を登録し、及びその旨を通知すること。

(10) 第47条の規定に基づき、引取業者登録簿を一般の閲覧に供すること。

(11) 第48条第1項の規定に基づき、引取業者の廃業等の届出を受理すること。

(12) 第49条の規定に基づき、引取業者の登録を抹消すること。

(13) 第51条第1項の規定に基づき、引取業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若

しくは一部の停止を命ずること。

- (14) 第51条第2項において準用する第45条第2項の規定に基づき、引取業者の登録の取消等をした旨を通知すること。
- (15) 第54条第1項の規定に基づき、フロン類回収業登録申請者からの申請書を受理すること。
- (16) 第55条第1項及び第2項の規定に基づき、フロン類回収業者を登録し、及びその旨を通知すること。
- (17) 第56条第1項及び第2項の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- (18) 第57条第1項の規定に基づき、フロン類回収業者の変更の届出を受理すること。
- (19) 第57条第2項及び同条第3項において準用する第55条第2項の規定に基づき、フロン類回収業者の変更の届出に係る事項を登録し、及びその旨を通知すること。
- (20) 第58条第1項の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (21) 第58条第2項において準用する第56条第2項の規定に基づき、フロン類回収業者の登録の取消し等をした旨を通知すること。
- (22) 第59条において準用する第47条の規定に基づき、フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- (23) 第59条において準用する第48条第1項の規定に基づき、フロン類回収業者の廃業等の届出を受理すること。
- (24) 第59条において準用する第49条の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を抹消すること。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項から第33項までを1項ずつ繰り上げ、同表の支庁の本庁建設部の分掌事項第4項中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 第45条第1項の規定に基づき、私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限すること。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第4項第4号中「第10条」を「第10条第3項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 第10条第1項の規定に基づき、建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な措置をとることを勧告すること。
- (5) 第10条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく勧告に係る措置をとることを命ずること。

附 則

この訓令は、平成17年10月21日から施行する。

告 示

北海道告示第783号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浜益土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成17年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

理 事 ・ 監事の別	氏 名	住 所	変 更		前 後	
			変	更	変	更
理 事	袴 田 明 雄	浜益郡浜益村大字実田村字オサツナイ19番地			石狩市浜益区実田19番地 8	
同	袴 田 勝 同	大字実田村85番地の 1			同 実田85番地の 1	
同	山 本 義 春 同	大字川下村1301番地			同 川下1301番地	
同	笹 賢 一 同	大字柏木村68番地 1			同 柏木68番地 1	
同	野 村 武 美 同	大字柏木村 3 番地13			同 柏木 3 番地13	
同	河 野 幹 男 同	大字実田村224番地 2			同 実田224番地 2	
同	湯 浅 春 男 同	大字柏木村42番地45			同 柏木42番地45	
同	羽 山 明 雄 同	大字柏木村24番地			同 柏木24番地	
監 事	北 村 文 治 同	大字川下村77番地 3			同 川下77番地 3	
同	野 村 賢 一 同	大字柏木村番外地			同 柏木19番地 5	
同	越 智 伊勢太郎 同	大字柏木村 8 番地			同 柏木 8 番地	

北海道告示第784号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年10月12日、北竜土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第785号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年10月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事	業	の	種	類	縦 覧 場 所
小 西	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ）					北海道空知支庁
東 7 線	水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水）					北海道上川支庁

北海道告示第786号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|--|--------------|----------------|
| 1 | 保安林予定森林の所在場所 | 勇払郡厚真町字幌内637の6 |
| 2 | 指 定 の 目 的 | 水源のかん養 |
| 3 | 指 定 施 業 要 件 | |
| (1) 立木の伐採の方法 | | |
| ア 主伐は、択伐による。 | | |
| イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | | |
| ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | | |
| (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 | | |
| （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。） | | |

北海道告示第787号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|--------------|-------------|------------------------------|
| 1 | 保安林の所在場所 | 上磯郡上磯町字戸切地50の1（次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 指 定 の 目 的 | 水源のかん養 |
| 3 | 指 定 施 業 要 件 | |
| (1) 立木の伐採の方法 | | |

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第788号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|--|-------------|----------------------|
| 1 | 保安林の所在場所 | 紋別郡湧別町字川西237の1、237の3 |
| 2 | 指 定 の 目 的 | 風害の防備 |
| 3 | 指 定 施 業 要 件 | |
| (1) 立木の伐採の方法 | | |
| ア 主伐は、択伐による。 | | |
| イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | | |
| ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | | |
| (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 | | |
| （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。） | | |

北海道告示第789号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|--------------|--------------------|----------------------|
| 1 | 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 爾志郡乙部町（次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 |
| 3 | 変更後の指定施業要件 | |
| (1) 立木の伐採の方法 | | |

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第790号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第791号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示する。

平成17年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 所在が不明な者 上川郡新得町字屈足42の9ほか4筆所在の森林について所有権を有する 戸 塚 恒 夫
- (2) 通 知 の 要 旨 平成17年北海道告示第728号

- (3) 掲 示 場 所 新得町役場
- 2(1) 所在が不明な者 爾志郡乙部町字栄野24所在の森林について所有権を有する 小 野 一 正
- (2) 通 知 の 要 旨 平成17年北海道告示第728号
- (3) 掲 示 場 所 乙部町役場

北海道告示第792号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業			
商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日	
中 岡 建 設 株 式 会 社	般-13 石第861号	平成17. 9. 7	
株式会社 丸 義 林 設 備 工 業	般-16 石第3359号	同	
鈴 木 鉄 工 株 式 会 社	般-13 石第13869号	同	
ミ リ オ ン 建 設 株 式 会 社	般-17 石第6777号	同	
河 北 興 業 株 式 会 社	特-14 石第1604号	同	
有限会社 芳 建 住 設 工 業	般-13 石第15325号	同 17. 9. 8	
株式会社 相 互 開 発	般-13 石第9579号	同	
有限会社 ディーアンドシーユニオン	般-13 石第17556号	同	
株式会社 宮 崎 組	般-14 石第1751号	同 17. 9. 9	
株式会社 光 製 作 所	般-15 石第17100号	同 17. 9.13	
株式会社 新 成 テ ク ノ	般-13 石第17529号	同	
黒 氏 建 設 株 式 会 社	般・特-12 石第1770号	同 17. 9.14	
株式会社 フ ジ タ	般-12 石第15007号	同 17. 9.16	
有限会社 ナ グ モ 工 業	般-14 石第14352号	同 17. 9.20	
有限会社 エ ス テ ー 工 業	般-13 石第12352号	同 17. 9.21	
株式会社 宮川アーキテクトデザイン	般-16 石第18620号	同 17. 9.22	
土 門 工 務 店	般-14 石第6793号	同	
有限会社 南 雲 工 務 店	般-14 石第7769号	同 17. 9.26	
鷲 尾 左 官 工 業 所	般-12 渡第1854号	同 17. 9.12	
有限会社 創 和	般-14 渡第3663号	同 17. 9.27	

有限会社 テーオー通商	般-12	檜第548号	平成17. 9. 5	有限会社 新 成 建 設	般-16	十第3121号	同
有限会社 山村建設	般-12	後第1260号	同 17. 9. 8	外 崎 建 業	般-13	十第1565号	同 17. 9.27
株式会社 豊 幌 建 設	般-14	後第822号	同 17. 9.20	株式会社 ヤ マ レ ン	般-12	根第498号	同 17. 9. 9
有限会社 十 鳥 組	般-12	空第2786号	同 17. 9.13	支 庁 告 示			
ダイヤ企業株式会社	般-14	空第2563号	同 17. 9.15	北海道上川支庁告示第59号			
有限会社 銅谷建装興業	般-14	空第542号	同 17. 9.20	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。			
月形工務店	般-12	空第3222号	同 17. 9.28	平成17年10月21日			
有限会社 旭川冷熱	般-14	上第4403号	同 17. 9. 2	北海道上川支庁長 高 橋 教 一			
株式会社 三 宮 組	般-14	宗第37号	同	1 落札に係る物品等の名称及び数量			
鈴木塗装	般-16	宗第253号	同	取水チーズ φ75×φ75 28個ほか 全27品目			
株式会社 グローバルタキザワ	特-12	胆第3992号	同 17. 9.22	2 落札を決定した日			
木工オダガミ	般-16	十第1138号	同 17. 9. 2	平成17年8月9日			
株式会社 菊 地 組	般・特-14	十第913号	同 17. 9.12	3 落札者の氏名及び住所			
2 許可の一部廃業				(1) 氏 名 緑産株式会社			
商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日		(2) 住 所 神奈川県相模原市田名3334			
有限会社 やました企画	般-13	石第17588号	平成17. 9. 1	4 落札金額			
宮澤銅業株式会社	般-13	石第2592号	同	169,050,000円			
株式会社 東洋特殊土木	般-14	石第7462号	同 17. 9. 6	5 契約の相手方を決定した手続			
株式会社 ワ イ ズ	般-12	石第17126号	同	一般競争入札			
株式会社 三 好 工 業	般-16	石第14210号	同 17. 9.12	6 一般競争入札の公告			
株式会社 建 材 社	般-13	石第15338号	同 17. 9.13	平成17年6月24日付け北海道上川支庁告示第40号			
株式会社 舗道開発工業	般-13	石第12112号	同 17. 9.16	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地			
日本技研北海道有限会社	般-16	石第18671号	同 17. 9.22	(1) 名 称 北海道上川支庁総務部会計課			
北海道セキスイファミエス株式会社	般-13	石第12453号	同	(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号			
北海道セキスイファミエス株式会社	特-16	石第12453号	同	北海道上川支庁告示第60号			
石狩建設工業株式会社	般-15	石第7111号	同 17. 9.28	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。			
北大洋恒産株式会社	般-13	石第6124号	同 17. 9.29	平成17年10月21日			
大明工業株式会社	特-13	渡第68号	同 17. 9.20	北海道上川支庁長 高 橋 教 一			
株式会社 カ メ ケ ン	般・特-13	檜第190号	同 17. 9.15	1 落札に係る物品等の名称及び数量			
三立機電株式会社	特-17	後第1445号	同 17. 9.21	合成樹脂製耐圧ホース φ50 L=3.0m 104本ほか 全34品目			
本田興業株式会社	般-16	後第514号	同 17. 9.28	2 落札を決定した日			
有限会社 伊藤板金工業	般-12	宗第653号	同 17. 9.22	平成17年8月30日			
斜里建設工業株式会社	特-16	網第111号	同 17. 9.20				
株式会社 丸晃阿部建設	般-14	網第1468号	同 17. 9.21				
株式会社 重 建 能 登 組	般-14	胆第1021号	同 17. 9.13				

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 古河総合設備株式会社

(2) 住 所 東京都大田区羽田4丁目3番1号

4 落札金額

29,925,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成17年7月15日付け北海道上川支庁告示第44号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道上川支庁総務部会計課

(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

(2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第76号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年10月21日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 落札に係る賃貸借物品等の名称及び数量

札幌医科大学研究支援システム機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成17年10月4日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(2) 住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号

4 落札金額

1,032,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成17年8月23日付け札幌医科大学告示第69号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 札幌医科大学事務局企画課